

# 令和8年第1回

おいらせ町議会定例会

予算特別委員会

会議録第1号

おいらせ町議会 令和8年予算特別委員会記録

おいらせ町議会		令和8年予算特別委員会記録第1号		
招集年月日	令和8年3月10日(火)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和8年3月10日 午前11時30分 委員長宣告			
延 会	令和8年3月10日 午後 3時55分 委員長宣告			
出席委員	氏 名	氏 名		
	小 向 幸 祐	大 浦 陽 子		
	小笠原 伸 也	沢 尾 宏 之		
	柏 崎 勉	佐々木 勝		
	澤 上 訓	木 村 忠 一		
	日野口 和 子	平 野 敏 彦		
	檜 山 忠	川 口 弘 治		
	西 館 芳 信	吉 村 敏 文		
	松 林 義 光			
欠席委員	天 間 財 子			
会議事件説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総務課長心得	安 藤 靖	政策推進課長	田 中 貴 重
	財政管財課長	田 中 淳 也	まちづくり防災課長	久保田 優 治
	税 務 課 長	堤 雅 之	町 民 課 長	佐 藤 啓 二
	健康保険課長	鈴 木 政 康	子育て支援課長	小 向 正 樹
	介護福祉課長	松 山 公 士	農林水産課長	柏 崎 和 紀
	商工観光課長	柏 崎 勝 徳	地域整備課長	岡 本 啓 一
	会 計 管 理 者	澤 頭 則 光	病院事務長	栗 嶋 泰 幸
	教育委員会教育長	松 林 義 一	学 務 課 長	福 田 輝 雄
	社会教育・体育課長	三 村 俊 介	選挙管理委員会委員長	田 中 直 喜
	選挙管理委員会事務局次長	安 藤 靖	農業委員会会長	松 林 勝 智
	農業委員会事務局次長	柏 崎 和 紀	監 査 委 員	柏 崎 堅 一
	監査委員事務局次長	小 向 正 志		
職務のため	事 務 局 長	小 向 正 志	事 務 局 次 長	中 里 浩

出席した者の職氏名	事務局主幹	原本愁子			
事件題目	1	議案第14号	令和8年度おいらせ町一般会計予算について		
	2	議案第15号	令和8年度おいらせ町国民健康保険特別会計予算について		
	3	議案第16号	令和8年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計予算について		
	4	議案第17号	令和8年度おいらせ町介護保険特別会計予算について		
	5	議案第18号	令和8年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計予算について		
	6	議案第19号	令和8年度おいらせ町病院事業会計予算について		
	7	議案第20号	令和8年度おいらせ町下水道事業会計予算について		
発言者	発言者の要旨				
事務局長 (小向正志君)	<p>議場内の皆様にお問い合わせ申し上げます。</p> <p>議場内では携帯電話等の電源を切るか、マナーモードに設定くださるようお願いいたします。</p> <p>修礼を行いますのでご起立願います。</p> <p>礼。</p> <p>ご着席ください。</p>				
榎山委員長	<p>会議に入る前に、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>先般、予算特別委員長の選任に同意いただきました榎山忠です。</p> <p>ご案内のように、予算特別委員会は、町の1年間の執行予算を審議する大変重要な委員会であります。議事進行につきましては、各委員の何分のご協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>ただいまの出席委員数は15人です。</p> <p>定足数に達しておりますので、直ちに予算特別委員会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(開会時刻 午前11時30分)</p>				
榎山委員長	<p>なお、天間財子委員は欠席であります。</p> <p>質疑に入る前に、委員各位にお願いをいたします。</p>				

予算特別委員会の円滑な議事運営を図るため、質疑の要旨は明確にすること、質疑の際は、「何ページの何款、何々の件について」と議題に沿って質疑をすること、対象の款の区分では、質疑は3回までとします。

また1回目にしていない質疑を2回目以降することはできません。対象の款の区分の質疑の回数が3回に満たない場合であっても、他の委員が質疑を行った場合、再び質疑をすることはできません。

関連質疑は必要最小限にすること、議題外の発言または関連質疑が多岐にわたった場合は、発言を禁止いたします。

なお、質疑の際は、議席番号は不要となります。質疑の際は、「はい、委員長、誰々」と名字を名乗り、ボタンを押してください。

質疑の区分は、お配りしております参考資料の予算関連質疑予定区分表に従って受けます。

以上のことを確認していただき、予算特別委員会の円滑な運営にご協力くださいますようお願いいたします。

これより、議案の審査に入ります。

当委員会に付託されました議案第14号から第20号までの7議案のうち、議案第14号、令和8年度おいらせ町一般会計予算についてを審査いたします。

当局の説明を求めます。

財政管財課長。

財政管財課長  
(田中淳也君)

それでは、議案第14号について、ご説明いたします。

議案書は41ページから49ページになります。

本案は、第1表、歳入歳出予算の総額を121億700万円とするもので、前年度と比較しますと、2億800万円、1.7%の減となっております。

47ページをご覧ください。

第2表継続費は、2款総務費の新庁舎・新病院建設用地造成事業は、令和8年度から令和9年度まで、2か年にわたるため、継続費を設定するものです。

48ページ、49ページをご覧ください。

第3表、地方債は歳入予算に計上している21件の起債について、限度額等を定めるものです。

続いて、歳入歳出の主な内容についてご説明いたします。

令和8年度一般会計予算に関する説明書をご用意ください。

31ページをご覧ください。

2款1項1目、一般管理費の12節、施設管理業務等委託料、6,783万1,000円は、本庁舎及び分庁舎の警備、清掃等の管理業務経費として計上するものです。

同じく13節、バス借上料、3,000万円は、各種団体の使用に供するため町がバスを借り上げる費用を計上するものです。

同じく14節、電話交換機設備改修工事費、2,552万9,000円は、現在の機器が生産中止となり、故障時の部品調達が難しいため、更新費用を計上するものです。

36ページをご覧ください。

2款1項8目、新庁舎建設費の14節、新庁舎等建設造成工事費、4,005万円は、新庁舎・新病院建設用地を造成するため計上するものです。同じく16節、土地購入費、4,498万5,000円は、職員駐車場用地の買収費を計上するものです。

37ページをご覧ください。

2款2項1目、企画総務費の12節、デマンド交通運行業務委託料、3,000万円は、町デマンド型乗合バス、通称おいらバスの運行業務を委託するため計上するものです。同じく、空き家実態調査委託料、1,490万5,000円は、空き家の現地調査などを委託するため計上するものです。

40ページをご覧ください。

2款2項2目、町活性化対策費の14節、藤ヶ森地区生活会館外壁等改修工事費、2,882万円、鶉久保地区農業構造改善センター外壁等改修工事費、1,738万円は、施設の劣化状況を踏まえ、長寿命化対策として外壁塗装などの改修工事を実施するため、計上するものです。

41ページをご覧ください。

2款2項3目、情報政策費の12節、機器保守委託料、4,521万2,000円は、町総合行政システム等のハードウェア、ソフトウェア保守委託料として計上するものです。同じく情報システム標準化対応業務委託料、7,204万2,000円は、国が進める自治体システムの標準化に向け、情報システムを改修するため計上するものです。同じく13節、機器借上料、1億1,344万6,000円は、町総合行政システム等に係るシステム及びプリンター等の借上料として計上するものです。

52ページをご覧ください。

3款1項1目、社会福祉総務費の27節、国民健康保険特別会計操出金、2億1,184万2,000円は、当該特別会計予算の一般会計負担分として計上するものです。

53ページをご覧ください。

3款1項2目、障害者福祉費の19節、障害者給付費等、6億2,229万6,000円は、居宅介護、生活介護、施設入所等の障害福祉サービスを提供するため計上するものです。同じく障害児給付費等、1億8,246万円は、児童発達支援、放課後デイサービス等の障害福祉サービスを提供するため計上するものです。

55ページをご覧ください。

3款1項3目、高齢者福祉費の18節、後期高齢者医療療養給付費負担金、2億793万6,000円は、町給付費総額の12分の1を負担金として、青森県後期高齢者医療広域連合に納付するため計上するものです。

56ページをご覧ください。

27節、介護保険特別会計繰出金、4億4,069万5,000円及び後期高齢者医療特別会計繰出金、1億1,882万7,000円は、当該特別会計予算の一般会計負担分として計上するものです。

59ページをご覧ください。

3款2項1目、児童福祉総務費の12節、放課後児童健全育成事業委託料、5,114万6,000円は、町内3か所の放課後児童クラブに運営を委託するため計上するものです。

18節、川口保育園整備費補助金、1億378万1,000円は、昨年度から実施している移転整備事業に対して、費用の一部を助成するため計上するものです。

19節、乳幼児医療給付費、3,464万2,000円及び子ども医療助成費、8,050万9,000円は、医療保険で給付を受けた乳幼児から高校卒業相当年齢までの被保険者負担分を助成するため計上するものです。同じく2目、児童措置費の19節、児童手当、5億1,492万円は、高校卒業相当年齢までの対象者に手当を支給するため計上するものです。同じく、子どものための教育保育給付費、16億9,275万円は、保育提供施設に運営費を給付するため計上するものです。

60ページをご覧ください。

3款2項4目、児童館費の12節、児童館指定管理料、6,196万8,000円は、木内々児童センターひまわり館及び木ノ下児童センターみらい館の指定管理料として計上するものです。

63ページをご覧ください。

4款1項2目、予防費の12節、乳幼児等予防接種委託料、6,000万円は乳幼児の各種予防接種を委託するため計上するものです。

66ページをご覧ください。

4款1項4目、母子保健対策費の12節、妊産婦乳幼児健康診査委託料、3,000万円は妊産婦と乳幼児の健診等を委託するため計上するものです。

67ページをご覧ください。

4款1項5目、成人保健対策費、12節、健康診査委託料、4,000万円は各種健診等を委託するため計上するものです。

68ページをご覧ください。

4款2項1目、清掃総務費の18節、十和田地域広域事務組合清掃管理費負担金2億8,670万1,000円は、ごみの共同処理の町負担金として、69ページの十和田地域広域事務組合衛生費負担金、3,727万6,000円は、し尿の共同処理の町負担金として、それぞれ計上するものです。同じく三沢市衛生センター解体工事費等負担金、1,924万1,000円は、令和2年度に解散した十和田地区環境整備事務組合の財産である衛生センターの解体工事費等を負担するため計上するものです。

4款4項1目、病院費の18節、病院事業会計医業収益負担金、6,174万1,000円、医業外収益補助金、3,093万4,000円、医業外収益負担金、1億4,393万8,000円及び23節、病院事業会計出資金、2,203万5,000円は公営企業操出基準に基づき、病院事業会計への操出金として計上するものです。

75ページをご覧ください。

6款1項5目、農地費の18節、下水道事業会計営業外収益補助金、2,933万1,000円及び資本的収入補助金、2,712万円は、下水道事業会計の農業集落排水事業分への操出金として計上するものです。

76ページをご覧ください。

6款1項7目、農村環境改善センター運営費の14節、農村環境改善センター外壁等改修工事費、2,962万6,000円は、施設の劣化状況を踏まえた長寿命化対策として外壁塗装などの改修工事を実施するため計上するものです。

83ページをご覧ください。

8款2項1目、道路橋りょう維持費の14節、町道維持補修工事費、9,200万円は、町道の維持補修への対応として計上するものです。

84ページをご覧ください。

8款2項2目、道路橋りょう新設改良費の13節、開明橋撤去工事測量設計委託料、3,300万円は、開明橋撤去工事に係る測量設計を実施するた

め計上するものです。同じく14節、町道整備工事費6,000万円は、生活関連道路の整備のため計上するものです。同じく町道舗装補修工事費（補助）、4,220万円は、中野平南線の舗装補修工事を実施するため計上するものです。同じく、町道舗装補修工事費（事業債）、6,780万円は、木内々・本町線外1路線の舗装補修工事を実施するため計上するものです。同じく橋りょう補修工事費（交付金）、5,454万9,000円は、引き続き神明橋の補修工事を実施するため、計上するものです。

86ページをご覧ください。

8款3項3目、公園管理費の12節、施設管理業務委託料、8,022万8,000円は、下田公園、いちょう公園等に係る植栽管理など各種管理業務委託経費として計上するものです。

89ページをご覧ください。

9款1項1目、非常備消防費の18節、八戸地域広域市町村圏事務組合消防費負担金、3億6,378万8,000円は、消防業務を広域で共同処理するための町負担金として計上するものです。

90ページをご覧ください。

9款1項2目、消防施設費の17節、機械器具費、5,585万4,000円は、老朽化している百石第3分団の水槽付消防ポンプ自動車を更新するため計上するものです。

91ページをご覧ください。

3目、災害対策費の14節、指定避難所空調機器設置工事費、1,022万9,000円は、指定避難所に空調機器を設置するため計上するものです。

95ページをご覧ください。

10款2項1目、小学校費の学校管理費、12節、施設管理業務等委託料、5,121万5,000円は、小学校5校の用務員業務、植栽管理業務等の管理業務経費として計上するものです。

97ページをご覧ください。

10款3項1目、中学校費の学校管理費、12節、施設管理業務等委託料、3,391万6,000円は、中学校3校の用務員業務、植栽管理業務等の管理業務経費として計上するものです。

101ページをご覧ください。

10款4項2目、公民館費の12節、施設管理業務等委託料、3,530万7,000円は、公民館3館の施設の管理業務等の経費を計上するものです。

104ページをご覧ください。

10款4項8目、みなくる館等施設費の12節、みなくる館等指定管理料、7,191万9,000円は、みなくる館、図書館、大山将棋記念館の指定管理料として計上するものです。

106ページをご覧ください。

10款5項2目、体育施設費の12節、施設管理業務等委託料、4,087万8000円は、いちよう公園体育館、町民交流センター、野球場などの体育施設の管理業務等の経費を計上するものです。

107ページをご覧ください。

10款5項2目、体育施設費の14節、いちよう公園体育館キュービクル等改修工事費、5,759万2,000円は、耐用年数が過ぎた設備の長寿命化対策として改修工事を実施するため計上するものです。同じく3目、学校給食運営費の10節、給食材料費、1億4,796万5,000円は、町内小中学校の給食材料費として計上するものです。

109ページをご覧ください。

12款1項1目、元金の22節、町債償還元金、8億4,066万5,000円、2目、利子22節、町債償還利子、5,841万4,000円は、町債として借り入れた資金の元金及び利子の償還費として計上するものです。

主な歳出は以上になります。

次に歳入の主な内容についてご説明いたします。

ページが前に戻りまして、7ページをご覧ください。

1款1項、町民税、項の合計13億2,070万円は、前年度との比較で、8,520万1,000円の増額を見込み、計上するものです。

8ページをご覧ください。

1款2項、固定資産税、12億7,076万9,000円は、前年度との比較で6,095万5,000円の増額を見込み計上するものです。1款3項、軽自動車税、9,664万3,000円を見込み計上するものです。

9ページをご覧ください。

1款4項、町たばこ税は2億3,558万9,000円を見込み計上するものです。

10ページをご覧ください。

7款、地方消費税交付金、6億3,000万円は、国の地方財政計画を参考に計上するものです。9款、地方特例交付金、5,095万9,000円は、自動車税減収補填特例交付金等が新たに見込まれることになったため、増額を見込み計上するものです。

11ページをご覧ください。

10款、地方交付税、34億5,113万3,000円は、国の地方財政計画及び町税の増額等を考慮し、減額を見込み計上するものです。

11ページから14ページをご覧ください。

12款、分担金及び負担金、13款、使用料及び手数料については、過去の実績を参考に見積もりした額を計上するものです。

14ページから20ページをご覧ください。

14款、国庫支出金、15款、県支出金は、主に歳出予算における対象事業費に応じた見込額を計上するものです。

20ページ、21ページをご覧ください。

16款、財産収入は町有財産の貸付収入、基金利子等を見込み計上するものです。

22ページをご覧ください。

17款、寄附金は、主にふるさと応援寄附金収入を見込み計上するものです。

18款2項1目、財政調整基金繰入金、4億2,200万円は、歳入歳出予算の一般財源調整により計上するものです。なお、令和8年度末の基金残高は、現時点における予算ベースで、約13億300万円となる見込みです。

26ページ、27ページをご覧ください。

21款、町債の4億3,950万円は主に建設事業費の財源として計上するものです。

主な歳入の説明は以上となります。

ページが後ろにいきます。

111ページから119ページをご覧ください。

給与費明細書は、町の特別職及び一般職に係る人件費の明細を掲載しているものです。

120ページをご覧ください。

継続費に関する調書は、令和8年度時点で継続費を設定している事業について、年割額、財源内訳等を掲載しているものです。

121ページ、122ページをご覧ください。

債務負担行為に関する調書は、現在設定されている債務負担行為について、限度額や令和8年度以降の支出予定額等を掲載しているものです。

123ページ、124ページをご覧ください。

地方債に関する調書は、町の地方債残高について区分ごとに借入見込額と償還見込額を反映し掲載しているものです。なお、令和8年度末の地方債残

<p>樽山委員長</p>	<p>高見込額は８０億６，７０４万９，０００円となる見込みです。</p> <p>１２５ページをご覧ください。</p> <p>地方消費税交付金の充当に関する資料は、歳入７款の地方消費税交付金予算のうち、社会保障財源分として見込んだ額、３億５，９１０万円の充当事業に係る経費及び財源内訳を掲載しているものです。</p> <p>最後に、１２６ページ以降の当初予算主な内容は、予算案審議の参考としていただくため、主要な経費等の個別説明を掲載しているものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>昼食のため、１時３０分まで休憩いたします。</p> <p>その後に質疑を受けたいと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前１１時５７分)</p>
<p>樽山委員長</p>	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 １時２９分)</p>
<p>樽山委員長</p>	<p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>それでは、歳入の第１款、町税から第１３款、使用料及び手数料までの質疑を受けます。</p> <p>一般会計予算に関する説明書７ページから１４ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>平野委員。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>私は７ページ、町民税についてお伺いします。</p> <p>今年度の予算で見ますと、当初予算で１２億４４１万９，０００円となっております。昨年と比較して、町民税で９，４００万円、それから個人分で９，４００万円。法人が、逆に８８０万円減っています。固定資産が６，３００万円増えております。この中身、簡単に、例えば法人の倒産等が何件あったとか、そういうこととか、それから、普通徴収、特別徴収９４．４％になっていますけれども、この辺積極的に計上されているのかどうか。あと１つは、この町民税、それから法人、固定資産、これに関わるイオン効果、ど</p>

<p>檜山委員長</p> <p>税務課長 (堤 雅之君)</p>	<p>のぐらゐの税収をイオンに関連する部分で町に税収として入ってくるのか、もし資料等があったらお知らせいただきたいと思ひます。</p> <p>それから、12ページの13款、使用料及び手数料のところの3目、衛生使用料で、霊園使用料が193万3,000円計上されております。この霊園使用料80万円、管理料113万3,000円となっておりますけれども、この中身について説明をいただきたいと思ひます。</p> <p>以上です。</p> <p>税務課長。</p> <p>それでは平野委員のご質問にお答えしたいと思ひます。</p> <p>まず町税ですね。町民税個人分、法人分、あとは固定資産税についてのご質問があったかと思ひます。</p> <p>まず、個人分についてお答えしたいと思ひます。</p> <p>前年と比べますと、9,400万円ほど増額となっております。この積算と言ひますか、理由を申し上げますと、積算は7年度の所得をベースとして計算するわけなのですけれども、給与所得が上がっております。賃金上昇率をプラス2.2%で積算しております。また農業所得は米の概算金の上昇に配慮しつつ、前年も大幅な増がありましたので、それを勘案しまして、若干の増にとどめた計算となっております。</p> <p>そのほか、所得では増えているのですけど、税制改正によって、いわゆる年収の壁問題としまして、住民税が減収を受ける分、900万円ほど減収となる見込みでこれに加味しております。その合計額が前年より9,400万円ほど増額になっているというものであります。</p> <p>続きまして、法人の町民税ですけれども、法人町民税は均等割分と法人税割分と2つあるのですけれども、均等割分が前年と比べまして20万円ほどの減に対して、法人税割が869万円の減と、法人税割が大きく減っております。</p> <p>まず、均等割なんですけれども、こちらは資本金と従業員数によって1号から9号まで区分された均等割額が5万円から300万円まで幅広くあります。この300万円に近いほうの、高いほうの企業が減って、5万円に近いほうの低い企業が増えた形で、全体としては若干減る。あまり変わらない数なのですが、この均等割が落ち込んだという理由になっております。中身とすれば、イオン関連企業の入替えといったものが考えられます。</p> <p>続きまして、法人税割ですけれども、法人税割は国税となる法人税額、こ</p>
--------------------------------------	--

	<p>ちらをもとに、6%を乗じて算出するものになります。よって、企業の収益が落ち込むと、国税の法人税が下がって、市町村の法人税割分も下がるという形になります。よって、その年によって上がり下がりはあるのですが、今回はそれで下がったということをご理解いただければと思います。</p> <p>続きまして、固定資産税です。前年と比べまして、6,400万円ほど増えています。固定資産税は、土地と家屋と償却と、この3つがあるのですが、土地はほぼ変わりません。家屋が2,300万円ほど増えています。これは新築家屋の増加が理由であります。一番大きいのが償却資産であります。こちらが4,000万円ほど増えています。これがイオン関連企業の入替えによって生じた償却資産の増分となります。これが一番大きいです。</p> <p>また家屋につきましては、専用住宅のほかに大型店舗ですね。薬局とクリーニング店、こういったところが家屋の増えたものの中に入っております。</p> <p>あとは、イオン効果がどれほどかというお話がありました。イオンの効果をあらわすためには、イオンの関連企業の分を集計する必要があります。最新の資料ではそれがありませんけれども、ちょうど1年ほど前、イオンモール下田が30周年記念を迎えたということで、「デーリー東北」に新聞記事として載りました。そのときに税収がどれほどのものかということの取材を受けましたので、そのときのデータで申し上げます。中身的には令和5年の決算を使っております。</p> <p>これでいきますと、イオン関連企業の従業員が支払う特別徴収の個人住民税、これが総額で1,700万円ほどです。続いて、その企業が支払う法人町民税、これが全部で2,700万円ほどになります。あと、その企業が支払う固定資産税、償却資産を含めまして7,500万円となります。これを合わせますと約1億2,000万円となりまして、そのときの町税の全体額が27億円ですので、約4.3%を占めているということになります。よって、安定的な税として町に入ってきているということが分かります。以上です。</p> <p>町民課長。</p> <p>それでは資料の12ページ、13款1項3目、衛生使用料の保健衛生使用料193万3,000円の中身をというご質問にお答えします。</p> <p>まず2つありまして、霊園使用料とそれから霊園管理料。霊園使用料というのは墓地の区画、お墓の区画を使っていいことにしたときにかかるお金</p>
<p>檜山委員長</p>	
<p>町民課長 (佐藤啓二君)</p>	

<p>檜山委員長</p>	<p>で、2種類あります。1種と2種がありまして、1種は間口が3メートル、奥行き2メートルで6平米。2種は間口が2メートルで、奥行きが2メートルの4平米です。これを1種が使用料1回34万円、2種が23万円になっておりまして、8年度中に1種が1区画、2種が2区画、新しく使用の申請があると見込みまして、合計が80万円です。</p> <p>そして今度は霊園の管理料なんですけれども、使用を始めた年から年1回、それぞれ管理料を納めていただいています。これも1種と2種の2種類がありまして、1種は4,950円、1年間ですね。2種は3,250円です。現在使用されている区画数が1種は45区画、2種が277区画ありますので、先ほど説明した使用料、新しく1種は1つ増える、2種は2つ増えるということで、合計で1種が46区画、2種が279区画入るものとして計算した数字が113万3,000円となっております。</p> <p>中身の説明は以上です。</p> <p>平野委員。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>今、税務課長の説明を聞いて、積算はなるほどなという理解をしました。イオン関連で具体的な数値を聞いたのは初めてであります。0.4%にも関わる税収があるということで理解をしました。ありがとうございます。</p> <p>それから、12ページのところですけども、この霊園使用料、私が勘違いしているかどうか確認したいと思うんですけども、例えば霊園使用料を申し込みし、34万円、23万円のうちどちらかを購入するような形になると思うんですが、転出したりした場合は金を返すというようなことがあるということであったんですけども、霊園の場合とそれから、そのほかに町営の墓地としてあるのが二川目、それから松原だったか、3か所あったと思うんですけど、それらは町内会管理で返還がないんですよね。</p> <p>だからこの辺、ちょっと確認したいと思います。</p>
<p>檜山委員長</p> <p>町民課長 (佐藤啓二君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>霊園のことにに関して、一旦使用料を納めた後に転出して返還はあるかということと、町内に3か所ある町内会管理の返還はないと言っているけれども、どうかということのご質問と受け止めましてお答えいたします。</p> <p>霊園の使用料につきましては、一旦申請をして、使用を開始したときに納めていただきます。そして、1年以内にやっぱり使わないことになりましたと</p>

	<p>いうことであれば全額返還。2年目から5年目まで、やっぱり使えませんかと言ったら半分。すみません、記憶でしゃべってましたので、もしかしたら傾斜がかかっていたかもしれないですけど。6年目以降は、やっぱり使えませんといっても返還はありません。</p> <p>ちなみに現状、町外の方でも使用申請がありまして、持っている方もいらっしゃると思いますので、住所があるから使える、住所がないから使えないということでは、町営霊園はありません。</p> <p>そして2つ目の町内会の使用料の返還はないということにつきましては、現状、私は把握しておりませんので、どうなっているかというのは今、お答えできない状態です。恐れ入ります。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>平野委員。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>今課長の説明で、1年以内、2年から5年、それから6年という1つの区切りの中で、これは多分墓石を建てていないという条件だと私は思うんですけども、建てていない場合は1年以内には全額、それから2年から5年であれば半額というようなことで、6年以降は返しませんよということですから、その間、例えば6年でも墓石がない場合もあるわけですね。それでもそれなりに使ってきているという形なのか、墓石が建っている場合でも、この2年から5年の場合は半額返還になるのか、どういう条件になっているのか。墓石も撤去して、更地にして半額になるのか、この辺を確認したいと思います。</p> <p>それから先ほど、確認した町内会の場合は、今非常に問題になっているのは管理者がいないということなんですよ。墓石はある。それを引き継ぐ人がいない。町内会で使用料、管理料をいただいているのです。1つの墓石撤去には最低でも100万円近いお金を要するわけですよ。そうすると、とても町内会では対応できないという話を聞いているわけですね。</p> <p>ですから、本来100あるうちの墓石が、管理する人がいない。12あれば、100万円ですから、1,000万円ぐらいかかるわけですね。普通のお寺ですと、墓石を撤去してお寺に返すようにしているわけです。墓地を返す場合に。それをまたお寺が売るわけですから。町内会の場合はそういうことが非常に会計的に言っても余裕もないし、運営管理しているだけですから、もうこのままでいきますと、管理すらされない墓地がいっぱい出てきて、運営も成り立たないんじゃないかなという思いがあるので、この2点、霊園</p>

<p>檜山委員長</p>	<p>では、墓石がある場合、ない場合、ない場合はいいんですけど、ある場合の2年から5年の対応、それから町内会の対応についてお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>町民課長。</p>
<p>町民課長 (佐藤啓二君)</p>	<p>返すときに墓石があるかないかということのご質問と、それから、今町内会で管理運営しているお墓に墓石はあるんだけど、管理者がいなくて管理が大変だということのお話と受け止めまして答弁いたします。</p> <p>通常、お墓の区画を返すときは、墓石のない状態で返していただくものと認識しておりますので、あれば原状回復した上で返却していただくものとなります。</p> <p>町内会さんで管理されている墓地・霊園で、墓石はあるんだけど、管理者がいなくなっていて困っているということに関しては、今改めて認識したところですので、どういったことになっていかなければいけないかということを含めて、後ほど分室と一緒にご相談させていただければと思いますので、よろしくをお願いします。</p> <p>以上で終わります。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>佐々木委員。</p>
<p>佐々木勝委員</p>	<p>佐々木です。</p> <p>9ページの町たばこ税なんですけれど、本年度の予算が2億3,558万9,000円で、これ今年の予算が昨年度よりも増えています。それで、町とすれば健康増進法にのっとって、この前私質問したときに、喫煙室はつくらないとか云々とかという話はしていましたけども、その割には増税を見込んでいるということは、どういうことかお聞きしたいんですけど。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>税務課長。</p>
<p>税務課長 (堤 雅之君)</p>	<p>お答えしたいと思います。</p> <p>増税の理由はというご質問かと思いますが、税率自体は変わっておりません。今回の積算に当たっては、過去3か年の平均値で上げております。たばこ税は年々増えている。収入済額が増えていますので、3か年の平均</p>

<p>佐々木勝委員</p>	<p>をとるとどうしても上がっていきますので、その分の増ということでご理解いただければと思います。</p> <p>それは分かるのですが、法律上というか、健康増進法にのっとったときに、これって町でたばこ税の収入を見込む、増税になって見込むというのは、おかしくないかなと思うんですが。</p> <p>推進しろということは言えないと思うんですが、ただ、私も例えば新庁舎の場合、喫煙所が全くないと。前の総務課長は健康増進法にすればそういうことはつukれないというお話をされていました。だからその矛盾点をどうやって埋めるのか。2億円、1億円。</p> <p>例えばこの前、私、実家に行って、久慈市なんですけど、久慈市で2億円だったんですよ、たばこ税が、見たらですね。このおいらせ町でも人口というか、たばこを吸える年は決まっていますからあれですけど、そういったものを考えて、ほかの町では、市では、これだけ税金が町に入っていますよ。吸えとは言っていないんですけど、「役立っています」という表現をしていました。</p> <p>そういった表現をして、新庁舎の場合は新しく喫煙所を設ける方法として考える見込みがあるかどうかお伺いしたいんですけど。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>副町長。</p>
<p>副町長 (小向 仁生君)</p>	<p>前回、同じような質問を受けたということで、私も記憶しております。</p> <p>その際は、確かに佐々木委員おっしゃるとおり、健康増進の兼ね合いでもって、庁舎にはつukらないということで答弁して進んできております。</p> <p>今、その因果関係と言いますか、矛盾しているのではないかということの話なんですけども、私は矛盾しているとは思いません。健康増進は健康増進で進めます。たばこは嗜好品ですから、吸いたい人は吸う、吸わない人は吸わないということで、その分の税収はいくらかという少なくであろうとも、多くであろうとも、やはり予算として、傾向はこのように収入が入ってきますよということで、皆さんにお諮りしていると。その部分については、当然健康増進に役立てるという目的もあって、予算化、収入として見込んでいるというようなことで考えております。そうご理解いただければと思います。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>佐々木委員。</p>

佐々木勝委員	<p>こういう話をすれば、ああ言えばこう言う話ということになると思うんですが、たばこを吸って税金を納めた方の税金で健康づくりをするということもまた1つの矛盾な話だと思うんですよ。その辺、はっきり分けて、たばこを吸う人は吸ってくださいよと。その代わり吸わない人の健康の道に使いますよという、はっきり使い分けをしたほうがみんな納得いくと思うんですけどね。</p> <p>健康増進とか、たばこを吸っては駄目ですよとは言っていないにしても、喫煙室を設けないこと自体がたばこを吸っている人の気持ちは分かっていないし、逆にたばこを吸わない人の気持ちだけでやっていると。だけど税金は欲しいということになるかと思うんですよ。そういうことも踏まえて、今後検討していただきたい。</p> <p>以上です。</p>
樽山委員長	<p>答弁はいいですね。</p> <p>ほかにございませんか。質疑ございませんか。</p> <p>西館委員。</p>
西館芳信委員	<p>西館です。</p> <p>1点だけ、13ページですね。土木使用料の中に町営住宅の使用料ということで、4,190万円ほど計上されておりますけれども、この予算を見ますと、後段で町営住宅の長寿命化ということで380万円出てくるんですけど、これを見る限りでは建替えだとか新築というのは一切ここにはないということで、この捉え方についてお尋ねしますけれど、この4,190万円というのは何世帯分になるのですか。何世帯分。</p> <p>そして、今現在、町営住宅の稼働率というか入居率は、どれぐらいになってますか。</p> <p>それから、昔ほど入居したいという人がなくなったような気もするけれど、入居希望者の実態、まずこのところを教えてもらえればと思います。</p>
樽山委員長	<p>地域整備課長。</p>
地域整備課長 (岡本啓一君)	<p>住宅使用料についてご質問がありましたので、説明をいたします。</p> <p>令和8年度当初予算の住宅使用料につきましては、積算としましては、198戸分の住宅使用料を見込んで積算をしております。</p> <p>実際の町営住宅がどのくらいあるかと言いますと、現在297戸ある状態</p>

	<p>のうち198戸分。おおむね3分の2くらいの入居を見込んで積算をしているものです。</p> <p>この差につきましては、古過ぎて募集を停止しているところがおよそその半分と、あと半分は直せば住めるというような状況でありまして、順次修繕が終わり次第募集を、終わり次第というか、年に2回募集をしているものがあります。</p> <p>次にこの公営住宅への応募状況でございますけれども、最近では4戸、5戸ということで募集をかけても、3戸とか4戸とかというような感じで、募集した分について入居が埋まらないというような状況が続いているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>西館委員。</p>
<p>西館芳信委員</p>	<p>今の答弁の内容を聞きますと、古過ぎて云々というのはいわゆる政策空き家のことを指しているかと思うんですけど、応募状況もそんなにないということになれば、この政策空き家という政策はこの先もずっと続いていくというふうに解してよろしいんですね。</p> <p>そして私、やっぱりこの町営住宅を町政にうまく反映させるには、前から言っていますけれども、浜通り、甲洋小学校地区だとか、下田小学校地区もそうですけれども、空き家を町営住宅として使っていくという使い方ができないものかと思っております。</p> <p>その辺のところを副町長からでも聞きたいな。私の案に対して、どういう感想を持つかというところをお願いします。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>副町長。</p>
<p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>空き家対策として、町営住宅をつくって貸し出せばどうかという話なんですけれども、私、今までそういうことを考えたことがありませんでした。空き家は空き家として、個人対個人のものとして、売買というか、貸し借りが成立すると思っていましたけれども、町でそれを借り上げて、町営住宅として貸し出すという方法も1つあるのかなというのを今聞いていて思いました。</p> <p>ただ、リフォームするとなると、多額の金がかかるということもあるので、1軒1軒のリフォーム代等々も含めて、適切な金額がはじき出せるようであれば貸し出すことも可能かなというようなことで、今アイデアを伺いまし</p>

<p>檜山委員長</p>	<p>た。</p> <p>以上です。</p> <p>西館委員。</p>
<p>西館芳信委員</p>	<p>極端に人口減少が進んでいる、小学生の減少が激しい甲洋地区にぜひ空き家を利用して、貸すということだけではなくて、一定限度を超えたらもう売ってもいいよという形にしてもいいし、若い人たちがそれなりにメリットを探してこられるような政策、制度設計ができないものかなと思います。</p> <p>今、副町長の思いを聞かせていただきましたので、機会があればまた一般質問でやってみたいと思います。どうぞよろしくお願いします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>小向委員。</p>
<p>小向幸祐委員</p>	<p>大きく2点ほど。8ページ、町税の3項、軽自動車税ですね。環境性能割等の減額と見込んでいる形になってはいますが、種別割では増額を見込んでいると。今現在の軽自動車のこの予算を算出するに当たっての、現状のおいらせ町での軽自動車の登録台数、また見込み、この算出に当たった内訳等は右側についているのですが、台数に関するところで教えてください。</p> <p>あともう1つが13ページ。13ページもしくは12ページ、どちらかになるかと思うんですが、使用料及び手数料、ここに明確には内容としては見えていないんですが、この中に多分含まれるのかなというところで2点。間木公園のキャンプ場の使用料ですね。ここが、どれかに隠れてあるものか、またその見込み、前年度も含め、そのところ。</p> <p>あともう1点が、提案があって、公用車の横に広告として佐々木委員提案で貼られていた企業広告がありました。それも使用料、手数料この中のどこかに入っていて、それも算出の材料になっているのか、そこをお聞かせください。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>税務課長。</p>
<p>税務課長 (堤 雅之君)</p>	<p>それでは軽自動車についてのご質問がございましたので、お答えしたいと思います。</p>

<p>檜山委員長</p>	<p>台数についてのご質問でありました。決算書には台数として資料が載ってあったんですけど、今予算ですので、私も持ち合わせがなくて、記憶だけでお答えしたいと思います。</p> <p>軽自動車税を付加している台数は全部で9,000台から1万台の間です。1万台に近いほうだと思います。そのうちの約8割が4輪自動車で、残り2割が原付とか二輪の自動車であると記憶しております。</p> <p>ご質問は台数だけだったかと思うんですが、よろしいですか。もしほかにあれば。</p> <p>推移としましては、台数とすれば微増でありまして、ほぼ横ばいです。ただ、その中身を見ますと、乗用の軽四輪が増えて、貨物の四輪が減っているというような傾向であったかと記憶しております。</p> <p>以上です。</p> <p>地域整備課長。</p>
<p>地域整備課長 (岡本啓一君)</p>	<p>私からは下田公園のキャンプ場使用料についてお答えいたします。</p> <p>キャンプ場使用料は13ページの13款1項6目、土木使用料のうち2節の公園等使用料23万1,000円の中に含まれております。積算といたしましてはこのうち22万円ほどを下田公園キャンプ場の使用料として見込んでおります。</p> <p>これまでの推移を見ますと、大体この30万円くらいで令和6年度決算は出ているのですが、ここ何年かは、やや減少傾向に推移しているというように見込んでおりましたので、当初予算では幾分抑制気味に22万円と30万円の決算に対して22万円ということで見積もっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p> <p>総務課長心得 (安藤 靖君)</p>	<p>総務課長心得。</p> <p>それでは公用車の広告の点につきましてご説明いたします。</p> <p>今の1款から13款のところにはないんですけども、25ページの諸収入に、25ページの下から2番目のところに公用車広告料ということで、1万2,000円計上しておりましたので、そちらが公用車の広告料ということになります。</p> <p>以上です。</p>

<p>榎山委員長</p>	<p>いいですか。</p> <p>小向委員。</p>
<p>小向幸祐委員</p>	<p>ありがとうございます。キャンプ場、また軽自動車に関しては分かりました。</p> <p>公用車は提案があったので話したんですが、次の項目でしたね。次で言ったほうがいいですね。</p> <p>とりあえず締めます。</p>
<p>榎山委員長</p> <p>(委員席)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p>
<p>榎山委員長</p>	<p>それではなしと認め、第1款から第13款までの質疑を終わります。</p> <p>次に第14款国庫支出金から第21款町債までの質疑を受けます。</p> <p>説明書14ページから27ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>小笠原委員。</p>
<p>小笠原伸也委員</p>	<p>25ページ、20款、諸収入で、おいらせ阿光坊古墳館体験学習参加料とあります。これは目標の金額的な1万8,000円とかとあるのですけれど、これはどんな学習内容で、参加者は町内の学校が対象なのか。あと年間的に何人ぐらい目標としているのか教えていただきたいのですが。</p>
<p>榎山委員長</p>	<p>社会教育・体育課長。</p>
<p>社会教育・体育課長</p> <p>(三村俊介君)</p>	<p>それではお答えします。</p> <p>こちらの阿光坊古墳館の体験学習参加料の内容になります。令和7年度ですけれども、4月26日から8月9日まで3回行って、参加者は14人となっております。</p> <p>内容ですが、勾玉づくり体験が3人、夏休みガラス玉づくり体験が1人。勾玉づくり体験が10人ということになっております。</p> <p>こちらは参加料をもらっている体験学習になりますけれども、それ以外に歴史講座といって、専門家を呼んで行う講座、こちらも年3回行っております。特に目標というものは定めておりませんが、一応講座ごとに定数があって、その定数にいくように、いろいろ広報あるいは古墳館のホームページ等も活</p>

<p>檜山委員長</p>	<p>用しながら、参加者が増えるように努めているところです。</p> <p>以上です。</p>
<p>小笠原伸也委員</p>	<p>小笠原委員。</p> <p>ありがとうございます。それで、参加者が増えるようにというお話だったんですが、14人とかですね、これどうなのかなと思って、今お聞きして思ったんですけど、多いのか少ないのかということになります。多いにこしたことはない。使ってもらったほうがいいに決まっているので、これは目標をやっぱりしっかり設定して取り組んでいただければいいかなと思います。</p> <p>PR、これ、他市町村の方にいっぱい来てもらって、参加料は町内の方よりも高く設定してやるとか、工夫もあるんだと思うんですけど、この古墳館ですよね。館長がいらして、学芸員の方がいらして、事務員の方もいて、3人体制でやっていると思うんですけど、これは参加者が少ない場合は、このままやっていくということなのか、町として負担にならないんですか。財政面の話ですけど。かなりの設備投資から人件費を要しているわけで、このままずっと継続していくという意向なのか、町としての考えをお聞きしたいと思います。</p>
<p>教育長 (松林義一君)</p>	<p>古墳館のことについてお尋ねでしたのでお話をいたしますが、古墳館の職員はあそこだけの業務ではなくて、主に発掘調査を行っております。開発されている地域、あるいは開発申請が行われたところについては発掘調査を行って、その内容を県あるいは国に報告書を出しているという業務がかなり大部分を占めます。</p> <p>その合間というわけではないんですが、その間、例えば今言ったような講座、体験の講座を行っている。これは材料費です。もっているのは材料費です。ほぼほぼ無料で行っております。</p> <p>ですから、町の大事な財産、地下に眠っている財産を掘り起こして、あるいは町の成り立ちを詳しく説明する、そういう活動を行っているとは私は解釈しております。その上で、確かにお金は無尽蔵に使えるわけではないので、いろいろ工夫はしていく必要はあるかなと思いますが、基本、そういう仕事をしているものをご理解いただければなと思っております。</p> <p>補足は課長から。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>社会教育・体育課長。</p>

<p>社会教育・体育課長 (三村俊介君)</p>	<p>それでは補足でお答えしたいと思います。</p> <p>まず講座に関してですけれども、委員からご指摘もありましたが、参加者が少ないということで、講座に関しては、来年度は見直しということで、講座の内容をそれぞれ参加者、効果等含めて検証して、来年度、どういう講座が効果的かというのを踏まえて、見直しをするというのを考えております。</p> <p>この講座ですけれども、主に歴史講座もそうですし、これから古墳館を学ぼう講座とか、いろんな講座をやっているのですけれども、やはりリピーターが多いという印象があります。</p> <p>古墳館自体がやはり学習の場ということで、入館者も多くないというような現状はあるのですけれども、やはりそういった小学生、あるいは子どもたちが学べる、そういう場であると、そういう施設であると、古墳群もあるということで、こちらの施設を今後も継続していくということで、職員が全部で、職員と委託を合わせて4人いますけれども、さっき教育長からもあったように、発掘調査の業務を並行して行っているということで、その辺の職員の部分も考えながら継続をしていくということで、考えていきたいと思っております。</p> <p>以上になります。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p>
<p>(委員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>それではなしと認め、第14款から第21款までの質疑を終わります。</p> <p>以上で歳入の質疑を終わります。</p> <p>次に歳出について質疑を受けます。</p> <p>第1款議会費から第2款総務費までの質疑を受けます。</p> <p>説明書28ページから50ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>川口委員。</p>
<p>川口弘治委員</p>	<p>すみません、次です。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>澤上委員。</p>

澤上 訓委員	<p>澤上です。</p> <p>36ページ、企画総務費、ここの中に空き家対策協議会委員報酬と、すごく真新しい項目ができて、いよいよ始まるんだなという気持ちになりました。この24万2,000円ですけれども、これは会議何回分の計上分なのかお聞きしたいと思います。</p>
檜山委員長	<p>政策推進課長。</p>
<p>政策推進課長 (田中貴重君)</p>	<p>澤上委員の質問にお答えします。</p> <p>これから空き家対策の委員等を今後決めていくわけですが、当初の見込みとして、3回程度当然開催し、立ち上げ、審議等を含めて3回程度と考えております。</p> <p>以上です。</p>
檜山委員長	<p>澤上委員。</p>
澤上 訓委員	<p>この協議会というのはやっぱり結構時間がかかるので、相当、5回ぐらいまず開催していかなければならないとか、いろんな問題が出てくると思うんですけども、この中には、実際に全てではなくて、現地の視察とか、そういうことも考えられるのかなということを勝手に思っていました。もしその辺のところ、分かるのであれば、現地視察とかそういうものも考えているよというようなことで教えていただければと思います。</p> <p>それから、会議のこの報酬については、追加分については補正対応しているって構わないと思いますので、どんどん議論を深めてもらえればなと思っております。</p>
檜山委員長	<p>政策推進課長。</p>
<p>政策推進課長 (田中貴重君)</p>	<p>それではお答えをいたします。</p> <p>当然立ち上げて、現状を確認して、場合によってそれに対応するという形になると、委員全員でなくても、専門的な方が現地に赴いて、担当職員と確認をして、それを議題に載せて議論していくということは当然あり得ますので、そういうような部分については、視察ということよりも現地確認と調査ということは当然あると思っております。</p> <p>それと委員の会議等については、来年度立ち上げて開始するわけですが</p>

	<p>も、今、澤上委員から温かいお言葉をいただきましたので、会議等が増えて議論が深まっていく中で、回数が増えれば当然追加で補正を挙げるということで、ご理解いただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>平野委員。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>私も37ページのところの空き家対策実態調査委託料で1,490万5,000円をとっていますけれども、今、澤上委員が質問した中で、対策協議会は3回。そのほかに実態調査、これは民間に委託すると思うんですけども、私は前に提案した構成の中で、地域の参画というのがあまり見られないなというようなことで、委託する業者だけではなくて、町内会とかそういう部分も取り入れた調査の委託をすべきではないかと考えますけれども、この辺どう捉えているか、お聞かせいただきたいと思います。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>政策推進課長。</p>
<p>政策推進課長 (田中貴重君)</p>	<p>お答えをいたします。</p> <p>これから立ち上げるということで、澤上委員にもお答えしましたけれども、当然これからの協議会については、ただの検討ではなくて、実態に即した対策をしていくという協議会でございますから、当然、今、平野委員のおっしゃる地域の声もという、場合によっては地域をより知っている方からの意見をということも当然あり得ますので、全体的な部分は調査員が回るにしても、その地域で意向とか、意見とか現状を確認するという部分については、話を聞いていかなければいけないなと思っておりますので、今の意見も参考にして、協議会の運営に取り入れてまいりたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>いいですか。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p>
<p>(委員席) 檜山委員長</p>	<p style="text-align: right;">** 「なし」 の声 **</p> <p>ないようですので、なしと認め、第1款から第2款までの質疑を終わります。</p>

	<p>す。</p> <p>次に第3款民生費から第4款衛生費までの質疑を受けます。</p> <p>説明書50ページから69ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>川口委員。</p>
川口弘治委員	<p>59ページの、18節の放課後児童支援員等待遇改善事業補助金。これはいわゆる児童クラブとか放課後支援とか、それで委託してある、そのものであると思うんですけど、これは委託された先の人件費だけが計上されているということでしょうか。</p>
檜山委員長	<p>子育て支援課長。</p>
子育て支援課長 (小向正樹君)	<p>それでは川口委員の質問にお答えいたします。</p> <p>人件費として1人当たり約1万1,000円、3%程度の人件費を見ております。</p> <p>以上です。</p>
檜山委員長	<p>川口委員。</p>
川口弘治委員	<p>ありがとうございます。これは町からそういう保育園とか、そういったところに委託して、放課後児童を見てちょうだい。これは国の制度でありますよね。人件費は出ているのですが、例えば、その施設に関するものが、この支援には一切入っていないということですか。</p>
檜山委員長	<p>子育て支援課長。</p>
子育て支援課長 (小向正樹君)	<p>それではお答えいたします。</p> <p>こちらの処遇改善事業費補助金につきましては、児童クラブ5つ、町内にございまして、そちらの人件費に充てる分として補助しております。</p> <p>以上です。</p>
檜山委員長	<p>川口委員。</p>
川口弘治委員	<p>施設を使っただいて、支援を依頼して、人件費はお支払いしますが、</p>

	<p>施設に関するそういう経費はどこにも出ないというのは自前でやってくれということ。そういった事業なんでしょうか。</p> <p>本来やっぱり施設も使っていただくとすれば、当然その施設には維持費、または一部では改装しなければならないとか、様々、子ども何人につき平米当たり何人とか、そういう決まりもございますよね。トイレも設置しなければならないとか、そういうものは決められて、施設に関するものが全く出ないで委託だけを頼んでいる。これは国の制度ですから、何とも町としてもあれなんです、この辺何とか国とかそういう、そこまでやっぱり支援していただくような、そういったことのメニューとか、またそういう要望とかというのはできないものではないでしょうか。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>子育て支援課長。</p>
<p>子育て支援課長 (小向正樹君)</p>	<p>各児童クラブから要望があれば、そういう国の、施設に関する補助メニューもありますので、対応したいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>ほかにごいませんか。</p> <p>大浦委員。</p>
<p>大浦陽子委員</p>	<p>大浦です。</p> <p>53ページ、3民生費、2目、障害者福祉費の中で、12節、委託料、新規事業で医療的ケア児在宅レスパイト事業委託料ですが、医療的ケア児は現在何人で、委託先の事業所が決まっているのか。また1日当たり何時間で、何世帯の利用を想定して積算されたのか、積算の根拠を教えてください。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>介護福祉課長。</p>
<p>介護福祉課長 (松山公士君)</p>	<p>それでは大浦委員のご質問にお答えいたします。</p> <p>医療的ケア児在宅レスパイト事業の委託料についてですが、まず、医療的ケア児が何人かというご質問ですが、5人今現在いまして、その委託先の事業所はもう見つけているかということですが、それは今調整しております。町内の訪問看護事業所等には、もちろん、今使っている、実際使っている訪問看護事業所に委託したいと考えておりました。</p> <p>あとその積算についてですが、対象者1名につき、年間で48時間を見て</p>

	<p>いまして、単価については30分当たり4,000円ということで考えておりました。利用者負担は1割負担ということで、もちろん低所得者の方にはゼロ割と。ゼロ円ということで考えておりまして、今三沢市さんが既にもうこの事業をやっておりまして、その辺を参考に要綱等を作成している状況でございまして、30分当たり4,000円掛ける全部で96回。そのうち、こちらでは9割を助成する形で5名分ということで積算をしております。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>大浦委員。</p>
<p>大浦陽子委員</p>	<p>医療的ケア児は24時間体制で支援が必要と考えますが、この積算された金額で十分なのかというのものもあるし、委託先の看護師、人手不足には、その辺対応できるのかも伺います。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>介護福祉課長。</p>
<p>介護福祉課長 (松山公士君)</p>	<p>それではご質問にお答えいたします。</p> <p>まずこの金額で足りるのかどうかというところですが、私どもでも、今これ参考に5名分として隣の三沢市さんを参考に積算して今やっている状況ですが、実際これを実施してみて、もちろん不足した部分については、補正で対応したいと考えておりますし、その事業所の人手不足ということも、もちろん今そういう話も出ておりましたので、広くそういう訪問看護事業所を町内外問わず、そういったところをできるかどうかを確認しつつ、何とかご家族の皆様も休息して、安心して生活できるようにしていきたいなと思っていましたので、今回まず予算の承認を得た上で実施した暁には、状況を見ながらまた対応を追加したりとか、検討していきたいと考えておりましたので、よろしく願いいたします。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>大浦委員。</p>
<p>大浦陽子委員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>檜山委員長</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p>

平野敏彦委員	<p>私は2点。57ページのところに子ども・子育て会議委員報酬があって、歳入を見ますと、子ども・子育て支援事業補助金が5,400万円あります。この支援事業の内容を説明していただきたいと思います。</p> <p>それと同じく、子どもを産み育てやすい環境づくり事業というのは、この歳出のどこに計上されているのか。この項目と、その新婚生活支援事業という交付金で、県補助で3分の2、682万6,000円とありますけども、この計上が、どこに充当されているのかちょっと分かりませんので、この事業の充当先と、その内容をお聞かせいただきたいと思います。</p>
檜山委員長	<p>休憩します。</p> <p>考える時間をあれして、ここで45分まで休憩をいたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 2時32分)</p>
小向副委員長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 2時45分)</p>
小向副委員長	<p>檜山委員長に代わり、副委員長が暫時議事を進行します。</p> <p>何分不慣れでありますので、スムーズな進行、またお手柔らかにお願いいたします。</p> <p>では、先ほどに引き続きまして、平野委員に対する答弁を求めます。子育て支援課長。</p>
子育て支援課長 (小向正樹君)	<p>先ほどの平野委員の質問にお答えいたします。</p> <p>子ども・子育て会議委員報酬は、来年度13人、1回での計算で見えております。</p> <p>なお、附属機関条例に伴う会議となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
小向副委員長	<p>平野委員。</p>
平野敏彦委員	<p>さっき質問した充当先は、総務費に充当されているということで確認しました。</p> <p>私、てっきり子ども用、この児童関係に予算が計上されていると思ったら、</p>

<p>小向副委員長</p>	<p>新婚生活を応援しますということで資料をいただきました。政策推進課が担当ということでした。ありがとうございます。</p> <p>それで、今説明があったんですけど、あまりに簡単過ぎて、もうちょっと中身、「こうこうこういうふうなことでこうですよ」ということがあったら、もう少し説明いただきたいのですけれど。</p> <p>子育て支援課長。</p>
<p>子育て支援課長 (小向正樹君)</p>	<p>それではお答えいたします。</p> <p>こちらの委員の会議につきましては、子ども・子育て支援法に定める内容を協議する事項として、子ども・子育て会議が設置されております。</p> <p>委員の構成として子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、教育関係者、学識経験者、その他、町長が必要と認める者で、2年任期で構成されております。</p> <p>以上です。</p>
<p>小向副委員長  (委員席)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p>
<p>小向副委員長</p>	<p>なしと認め、第3款から第4款までの質疑を終わります。</p> <p>次に第5款、労働費から第7款、商工費までの質疑を受けます。</p> <p>説明書70ページから81ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>西館委員。</p>
<p>西館芳信委員</p>	<p>75ページですか、18節の負担金、補助及び交付金ということがあります。</p> <p>私、最近この小さな胸を痛めた出来事が1つあります。それは、六戸公園の何とかという沼が水切られて、小動物が全部外に出たと、絶滅危惧種がさらに絶滅の危機に瀕していると。特にテレビとか新聞で見たら、タナゴがもう息も絶え絶えになって横たわっているのを見て、本当に胸が痛みました。</p> <p>ということで、ここに、18節のところには県営間木堤地区ため池ということと、それからその下に明神沼云々ということで、水路等ということがありますけれど、96万円と760万円ぐらいのお金が計上されていますが、これは、この事業の内容はどういうことなんですか。お願いします。</p>

<p>小向副委員長</p>	<p>そして、ここには事業費の負担金ということで、間木堤のほうはなっていますけれど、これは県の事業に対して、我が町も負担するというで解してよろしいんですね。</p> <p>そこをお願いします。</p>
<p>農林水産課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>それではお答えしたいと思います。</p> <p>まず県営間木堤地区溜池等整備事業負担金がどういった事業かということだと思いますが、まずこちら、間木堤の東側の堤体が、防災関係で調査したところ、高さが足りないと。何百年に1回と言われるような雨等が降れば、あそこの上を越えて水があふれるというような調査結果になりましたので、堤体の高さを上げるための工事をすることになります。</p> <p>こちらは、管理等は東部土地改良区がやっているのですが、事業自体は県営ということで、県が実施する。それに対して町が負担金を納めるということで、国50%、県34%、町16%の事業になっております。来年度、実施設計等に係る部分の、町の負担金ということになります。</p> <p>続きまして、その下の県営明神沼地区農業水路等長寿命化・防災減災事業費負担金ですが、こちらが一昨年、日ヶ久保地区で、塩害による水田の被害がありました。その際に話題にと言いますか、原因とされたラバーダムの改修事業になります。こちら、ラバーダムを換えるということで、こちら東部土地改良区が管理をしておりますが、県営事業ということで行います。こちら国50%、県31%、町13%、改良区が6%の負担によりまして行います事業になっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>小向副委員長</p>	<p>西館委員。</p>
<p>西館芳信委員</p>	<p>溜池は、町が16%ということであれば、総額で1,000万円前後の事業だと思いますけれど、それをやるついでに、しばらくやっていない小動物の生息調査、これもやってもらえないだろうかと思って、今一瞬頭をかすめたわけです。</p> <p>一時、ギルだのバスだのということで、どうなっているんだろうなということでやった時期もありましたけど、今はもうほとんど忘れてしまっていて、何らされていないと。私は女神の沼で、タナゴ、タナゴなんですよ。す</p>

ごく貴重な種でして、それ30年前に1匹釣り上げて、そのとき釣り上げたモツゴと一緒にしておいたらモツゴは素早く細くて、丸いタナゴを食べてしまったんですけど、本当にそれ以来1回も見ただけです。トゲウオは時々見てきたんですけど、タナゴに関しては、

だから、六戸の現状を見たとき、こんなにまだ残っていたんだなと思って、じゃあ、うちの間木沼なんかでも、もう1回調査してみてもいいんじゃないかなと思いました。

それからまた、何で明神沼のことにも触れたかという、水路と書いてあります。水路ということで言わせてもらいますと、一の川、二の川、昔からある、もともとあそこを流れている川で、それが今は県の20年ぐらい前の事業で、これは前にもしゃべったことがあるんですけど、鉄板で仕切られてコンクリートを塗って、果たして昔からあったああいう清流、小動物がたくさんいたあれが、言葉はちょっときついですけど、農業者だけのためのものなのかと。みんなで自然を楽しんでいたのが、全くただの排水路になってしまったということで、いまだにショックが大きいです。

そろそろ田んぼの、今後どうなるか分からないけれど、限界も見えてきたということであれば、元どおり、それこそ原状回復してもらえないかなという。地域の者として、私はそう思っていますけれど、県にそう訴える、もう20年以上たつたんだから、前のように、神奈川県のあるところ、それこそ前に行って視察で見たんですけど、小さい川であっても、中にわざわざ中州を残して、そして岸には草を残して野鳥も来られるし、それから淡水魚も生きていけるという作り方をしているのですよ。ああいうものに復旧できないのかなと思いますけれど、そういうところ。

改良区とかいろいろあるでしょうけれど、農業者だけの観点からすれば、それで便利なのかもしれんけれど、一般の人たちはそれだけ望んでいるのかなと思いますので。

この辺は小動物をこよなく愛して、アカハライモリですか、ヤモリですか。とか、町長よくそういうのを自分で捕まえてきて、いろいろ愛でているようですので、それから改良区の経験もあります。理事長という。どういうものでしょうか。私のこういう願いというのは、幻想にすぎないでしょうかね。その辺のところ、農業者としての立場と、それから町長の動物を愛する気持ちの中で、複雑なものはあるかもしれませんが、ちょこっと語ってもらえればありがたいです。

小向副委員長

町長。

町長  
(成田 隆君)

私の退職後の楽しみをもう指摘されたようで、少しうれしいようで悲しいようでもありますけども、まずもって今、昔と違って言えることは、もう農業といえども、農地といえども不便なところはもう耕さなくなって、機械が入らないような農地はもう廃れてしまっているのが実情だと思っております。

そしてまた今、西館委員がおっしゃったような昔の湿地、あるいは本当に米がとりにくい、けれどもポンプもない時代はやはり水が流れているところを便宜上田んぼにして開発したと思います。それがもう不便な場所となってしまって、野生というんですか、原生化してしまって、今現状はよく分かりませんが、鉄で護岸を固めてしまっているというんですか。それは、鉄はいずれの日か錆びて腐ってなくなるのでないかと思うので、そういう部分まで待ってくだされば、いずれは自然に回帰するのではないのかなという気がしていますけども、ただその種の保存という部分からいきますと、そんなに悠長なことを言うてはられない。今にでもやらないと、生き物は死んでしまうというような部分もあろうかと思っておりますので。

ただ、県はなかなか補助金をつけられない、町が独自の資金で、しからばその鉄柵というんですか、それを抜いて、片づけて、また道路を水路に戻せばいいかもしれませんが、水生動物は果たして戻ってくれるかなという部分はありますし、お互いに夢や希望を捨てるわけにはいきませんが、なかなか私個人では、財政的な部分もあるし、地域の農業者あるいは改良区、そしていろんな部分の方々の同意が得られるのか、賛同を得られるのかという部分もありますので、これはもう少し、新しい町長が裏で傍聴していますので、そういう部分を含めて検討していただければと思いますので、私で言える分はこれぐらいしかできませんので、勘弁していただければと思います。

よろしくお願いします。

小向副委員長

西館委員。

西館芳信委員

一の川も二の川も、いわゆる昔のでんき田、これがないわけですから、少しぐらいこう考えてくださってもいいのかなという思いはあります。

また今、町長の答弁を聞きましたら、やっぱり響き合うものがあるなと感じましたので、大変勇気づけられた気持ちでおります。機会あるごとにこれは、私はしゃべっていきたいなと。早くタナゴもまた見たいなという思いがありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

<p>小向副委員長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>沢尾委員。</p>
<p>沢尾宏之委員</p>	<p>沢尾です。</p> <p>73ページの有害鳥獣駆除委託料についてお伺いしたいと思います。</p> <p>これ、去年はたしかカラスだけだったと思いますけども、ほかの町村ではイノシシの被害とか出始めて、それに伴う諸経費はどうなっているのかと心配になりまして、例えば、わな代。鉄砲を使うのであれば火薬代とか、いろいろあると思うんですけども、そこら辺の使用料というか、そういう予算というのはどのように、これ委託料に入っているかどうかというのをお伺いしたいと思います。</p>
<p>小向副委員長</p>	<p>農林水産課長。</p>
<p>農林水産課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>それではお答えいたします。</p> <p>有害鳥獣の駆除委託料という部分ですけれども、こちらですが、今お話があったように猟友会さんに、その駆除をお願いする際に、お支払いしているものでございます。</p> <p>昨年まではとにかく、例えば大型の鳥獣であったり、タヌキなりハクビシンであったり、変わらず6,400円ということで単価計算をしておりましたが、今年度からツキノワグマであれば1頭当たり2万円とか、そういった形で単価を上げております。昨年度の予算の倍以上の予算を計上しております。</p> <p>また、鉄砲とか今後緊急銃猟等の機会も、もしかしたら出てくるかと思っておりますので、そういった準備のためと言いますか、そういった訓練のための費用なんかも盛り込んでおりまして、今年度、例年に比べてと言いますか、今まで以上にそういう練習の弾を買う分とか、撃つ場所のお金も今回計上して、あと昨年までクマとかの目撃情報があった際にも、無償で出ていたのですが、出動手当のようなもので謝礼金をお支払いするというところで、1回当たり2,000円計上しておりますので、その辺の部分では、昨年よりも手厚くということではないんでしょうけれども、予算計上しております。</p> <p>以上です。</p>

小向副委員長	ほかにございませんか。
平野敏彦委員	平野委員。
平野敏彦委員	私は73ページの有害鳥獣駆除、先ほど説明いただきましたけど、これに関連して、今、町内でも、さっき出たタヌキ、ハクビシン、キツネ、いろいろな被害を受けています。私も実際にトウモロコシ、何十本か被害を受けたんですけど、捕獲かごを借りてやっても捕獲できなかったんですよ。せっかく協力してもらったんですけど。今現在何台ぐらいあるのか。
	例えば、これからまたさっき出てきたイノシシとか、そういうのが目撃されておりますので、どういう対応をするのか。やっぱり地域ごとに1台か2台、希望があったらすぐ出せるのか、こういう実態について、ひとつ説明していただきたいと思います。
	それから、77ページのところで、農林水産業者の水産業総務費のところで、海岸清掃委託料10万円ありますけれども、前は甲洋小学校が1年に1回、海岸清掃を連続20年近くやって、表彰を受けたことがあるんですけども、これはそういうことも入っているのかどうか、説明していただければと思います。
	それと次のページ、78ページですけれども、18節の負担金、補助及び交付金で、県さけます増殖振興協会賛助会費1万円とあるんですけども、これは県分ですが、町長の配慮でおいらせ、さけますにはいろいろ助成していただきました。今年度のこの見通しについてお伺いしたいと思います。
	それと81ページのところで、18節のところで、地域おこし協力隊定住支援補助金30万円、それから起業支援補助金100万円とあります。今現在、協力隊は2名いて、そのうちの1名がこれに該当しているのか、応募するのか分かりませんが、ここの説明をお願いします。
	以上です。
小向副委員長	農林水産課長。
農林水産課長 (柏崎和紀君)	それでは、3点ほどご質問があったかと思っておりますので、お答えしたいと思います。
	まず、有害鳥獣の駆除の部分ですが、タヌキとか捕まえるかごの数ということですが、一昨年まで15基くらいだったのを、今年度35基まで増やして対応させていただいております。来年度も若干購入する予定で、予算を計上させていただいております。

	<p>またイノシシ等に関しましても1基、昨年買いましたけど、また来年度の予算、7年度で補正して、8年度にやれる国の補助がついていましたので、そちらでまた新たに1基ということで2基、とりあえずイノシシ等の対応のカゴは用意することになっておりますので、特に小型動物等があれば、猟友会の方と協力して、また実際にその地権者の方から餌とかは、やってもらう形でやっておりますので、ぜひお声がけをいただければなと思っております。当然、広報等でも周知はしていきたいと思っております。</p> <p>次に海岸の清掃の委託料ということで、こちらに甲洋小学校の分が入っているのかというようなご質問だったかと思いますが、こちらはあくまで二川目町内会にやっていただいている分に対する委託料になります。</p> <p>そして最後、さけますの支援ということで、今年度、海産親魚に助成をしたということで、とりあえず今年度限りということで、一旦はそういう形で実施しておりますが、また来年度同じメニューではなくて、どういった支援ができるかということで、さけに限らずですけれども、漁協さんと協議していくということにしておりましたので、その検討等を踏まえて、また考えていければなと思っております。</p> <p>以上です。</p>
小向副委員長	商工観光課長。
商工観光課長 (柏崎勝徳君)	<p>それでは81ページ、7款1項3目の18節、地域おこし協力隊定住支援補助金30万円と、同じく起業支援補助金100万円の予算の内容についてご説明をしたいと思います。</p> <p>まず、今2人協力隊がいて、そのうちの1名分かということでのご質問でございましたが、おっしゃるとおりでありまして、現在の商工観光課に会計年度任用職員として配属されております地域おこし協力隊1名分に対応する予算として計上をしたものでございます。</p> <p>まず、定住支援補助金30万円につきましては、今後その1名の協力隊員、令和8年度が最終年度となりまして、令和9年度、令和8年度末で任期が終わると。その後、当町にそのまま定住していただく。そのために様々な協力隊のうちに定住をしていただくことに役立つような資格であったりとか、そういうものを取得するための助成金ということで、30万円を上限に10分の10の補助率で補助するものでございます。こちらにつきましては、協力隊員がこれこれこういうことをやりたいので、補助してほしいということの申請があれば、それに対応して30万円を上限に補助するというものでござ</p>

	<p>います。</p> <p>続きまして、起業支援補助金の100万円でございますけれども、内容的には似たようなことでございまして、任期の最終年度から、任期が終わってからの1年間も含めまして、これも同じく任期が終わった後に定住していただくことを目的に、協力隊が卒隊と言いますか、任期が終わった後に何か起業、仕事を新たに始めるために必要となる、例えば設備でありますとか、備品でありますとか、あるいは法人を立ち上げたときの登記費用とか、マーケティングなんかが必要になればそれに要する経費などなど、補助対応経費というのは定められておりますけれども、100万円を上限に10分の10の補助というところで補助するものでございます。</p> <p>こちらにつきましても、先ほどと同様に、その協力隊員がこれこれこういうことをやりたいんだということで申請がありましたら補助するというような内容となっております。</p> <p>以上です。</p>
小向副委員長	平野委員。
平野敏彦委員	<p>確認ですけれども、先ほどの有害のかごというのは7年度末で、今年度3月31日で35基なのか、8年度で35基になるのか、ここを確認したいと思います。</p> <p>あと、かごを借りていって、イノシシじゃない、タヌキとか、ハクビシンとか、この餌が一番効くよというのをひとつご指導いただければ助かります。よろしくをお願いします。</p> <p>それと海岸清掃については町内会というようなことで了解しました。</p> <p>さけますの部分については、本当に今年ももう壊滅的な状態で、親魚も本当に数える程度だけであります。このままでいきますと、多分、定置は継続が不可能になってくるのではないかというような思いがありますので、特段のご配慮をお願いしたいと思います。</p> <p>それから、地域おこし協力隊、現在2名のうち1名が定住するめどがついているというようなことで、ぜひこれは町としても目的達成のために、いろいろご指導、応援してくださるようお願いして終わります。</p> <p>答弁はいいです。</p>
小向副委員長	農林水産課長。

<p>農林水産課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>それではお答えいたします。かごの数ということですが、今年度末で35基になるということで、それにプラスアルファ、来年度、もう少し買えればなということでの答弁になります。</p> <p>あと餌の件ですが、今までメロンパンとかフルーツ、リンゴとかという話が出ていたんですが、最近、蜂蜜をかけたら引っかかったと、連発してかかったというようなお話は聞いております。改めてまた最近何がいいのか、猟友会の方々からも聞きながら、その都度、お知らせをしていければと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
<p>小向副委員長  (委員席)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p>
<p>小向副委員長</p>	<p>なしと認め、第5款から第7款までの質疑を終わります。</p> <p>次に第8款土木費から第9款消防費までの質疑を受けます。</p> <p>説明書82ページから91ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>小笠原委員。</p>
<p>小笠原伸也委員</p>	<p>89ページの9款、消防費、消防団員準中型等免許取得費補助金、これは現在何人ぐらい団員の方、全部で消防団員の方270人ぐらいいらっしゃると思うんですけど、何人ぐらいこの免許を持っていて、実際のところはあと何人足りないのか。町では何割の補助金と合わせて、何人分なのかということ、このところで教えていただきたいと思います。</p> <p>それからその下の町消防団幹部式服購入補助金とあるのですが、これは幹部の方、団員用の制服というか、それは、今回は買わないのかどうか。30年ぐらいたっているから、新しいのが欲しいと団長の方、おっしゃっている方もいて、団員の方の新しい制服が欲しいということで、それを町でどういう計画で立てていらっしゃるのか。</p> <p>それから一番下の項目に、2目の消防施設費、防火水槽撤去工事費とあるのですが、これ撤去で、新設もあるのかどうかということも含めて。防火水槽、次のページには消火栓もあるようですが、消火栓と防火水槽、これ大変な役目を果たしているようで、2月14日に町内で火災が起きたときに、この消火栓と防火水槽が大変役に立ったと具体的に述べている団員の方もいらして、これはやっぱり町としても計画的に増やして欲しいなど、</p>

	<p>そう思うところです。</p> <p>現在この消火栓とか防火水槽、これは改めて、何基あるのかというのを。前回の議会でも確認したかもしれませんが、もう1回、消火栓の現在の数、防火水槽の数、これは撤去したらマイナスになるのか、新設でやっていくのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいんですが。</p> <p>ずっと質問が続きましたけど、すみませんがひとつ、お願いします。</p>
<p>小向副委員長</p>	<p>まちづくり防災課長。</p>
<p>まちづくり防災課長 (久保田 優治君)</p>	<p>小笠原委員にお答えします。</p> <p>まず準中型の免許保持者が何人いて、足りているのかということなんですが、こちらは各分団で2人程度いればいいということで確認しては、ない場合は、とりたい人に半分なり定額の補助をするものなんですが、現在は足りているということで、今予定はないですけど、つかみで毎年この程度の子算を確保しているところです。</p> <p>幹部の式服購入につきましては、幹部というのは分団長以上を指しますけれども、新たに分団長以上の階級になった人の式服をつくるために、2分の1の個人負担と2分の1の町補助で対応しているもので、こちらもつかみではやっていますけども、毎年1人か2人あったりするので、購入はしていますが、ただ買替えて、古くなって、長く幹部をやっているの、買い替えたいというときは基本的には全額自腹ということで対応していますけれども、階級が変わったときには、副団長とか団長になって、別なものを買いたいというときは、2分の1の補助で再度購入はできることになっています。</p> <p>それから防火水槽の撤去ですが、今回の予算は川口地区の1か所、地権者からの要望で撤去と。古いということもあるし、地権者からの要望ということで撤去する予定で措置していますが、確かに防火水槽と消火栓との違いでいくと、消火栓はやっぱり、水道管から一口で分けて出すので、1回で出る放水量が全然防火水槽と違いまして、防火水槽は例えば40トンから50トンのタンクに対して、1本で出せば、例えば5分間ずっと放水できる能力があったり、それを2台、3台でやると、それなりの能力を1回で放出できるということで、防火水槽が多々あったほうが、防火というか消火活動には最適なんですが、やっぱり用地が伴うということで、最近では地権者が変わると譲渡とかで地権者が変わった場合、撤去してくださいとか、あとやっぱり昭和の時代から平成の一桁ぐらいまでは毎年のように設置できたんですけども、それらが老朽化して現在は撤去なり補修が必要だということで、補修さ</p>

<p>小向副委員長</p>	<p>せてくださいと言うと、地権者から「いや、壊してくれ」とかという要望がある関係で、壊さざるを得ない状況があります。</p> <p>全体の水利の数としては、今詳しい資料はないんですが、500程度は町内にあるかなと考えていますけど、比率は今現在持ち合わせておりませんので、後ほどもし必要であれば、当課で対応させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上だったかと思えますけれど、もし答弁漏れがあればご指摘ください。</p> <p>以上です。</p> <p>小笠原委員。</p>
<p>小笠原伸也委員</p>	<p>消防団員の確保が難しいということであるのですが、服装ですね。これ、古くなったりなんかしたら、自費で何とかという、今お答えだったと思うんですけど、これ、下の階層の方と言ったら失礼ですけど、全員これは新しくして、そういう予算をつけて活動してもらおうということが大事なんではないかなと思って、今お聞きして思いました。</p> <p>それから防火水槽、消火栓、これ、毎年何基やっていくということを計画的にやっぱりやっておかないと、町で、いや、あそこの、つくるのが大変だからあそこはいいんだとか、そういう考えなのかよく分かりませんが、とにかくこれは増やして行って、消防自動車と並行して取り付けていかないと、町民の生命と財産に関係あるということで、消防団の人もそう思っているのですよ。ですから、私ここは消防団の方に代わってお話をさせてもらっているのです。増やす計画があるのかどうか、服装もぜひ予算をつけるのかどうか、もう1回お聞きしたいと思います。</p>
<p>小向副委員長</p>	<p>まちづくり防災課長。</p>
<p>まちづくり防災課長 (久保田 優治君)</p>	<p>お答えします。</p> <p>まず、活動服と式服というので、先ほどは式服に対して質問があったんですけど、今新たに2回目で活動服のような表現でありましたので、1回目で質問ないので、本当はお答えできないかと思うんですが、せっかくですので、90ページの一番上、備品購入費の庁用器具費になりますけども、来年度、令和8年度から3か年から5か年計画で国の補助金を使いまして、活動服を新しいデザインで購入する計画で予算をとっております。</p> <p>あと、消火栓と防火水槽を計画的につくったほうがいいのかとい</p>

<p>小向副委員長</p>	<p>うことで、毎年計画的にやっております。消火栓については今言った庁用器具費の2つ下、18節、負担金補助金のところで、消火栓補修等工事費負担金で、八戸の水道企業団に負担金を払って、消火栓の新設を毎年2基程度予定しておるところでございます。</p> <p>防火水槽につきましては、計画はしたいんですけども、やっぱり用地の選考が難航しているので、防火水槽については申入れがあったとき、防火水槽を撤去して、消火栓がつかれない場合にだけ計画することにしておりますので、今現在は防火水槽の代わりに消火栓等が設置できていますので、新たな防火水槽の計画はしていませんが、消火栓のみの計画ということでご理解いただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>平野委員。</p> <p>私は91ページ、消防費の災害対策のところ、18節の自主防災組織育成助成金、これに絡んで、質問いたします。</p> <p>この自治防災組織、非常に高齢化して、活動が実際にこの機能を発揮することが難しいというのが新聞等に出ています。実際に、最初にこの自主防災組織を各町内会で組織しているのですが、高齢化して、大体半分は自主防災組織で活動できないのではないかと私は見ている。私と同じぐらいの年齢の人が結構いますから。</p> <p>ですから、これらの組織の見直し、そういうふうな指導をすべきではないかと。私はすべからく成人でなくても、例えば地域にいる高校生とか中学生ぐらいまで下げて活動が、活発にすぐ動けるような人も防災組織の中に予備的に入れていくとか、そういうような方法を検討すべきではないかという思いがありますので、このところを1つ聞かせていただきたいと思います。</p> <p>それと4目の無線報道施設ですけれども、どうもこの頃受信の不具合が発生しています。特に浜通り、二川目とか海岸線は非常に受信が。電波の関係なのか分かりませんが、私のうちだけではなくて、何軒かよく聞こえてこない、途切れるというのがあります。これ、実態把握しているかどうか、この2点。</p>
<p>小向副委員長</p>	<p>まちづくり防災課長。</p>

まちづくり防災課長  
(久保田優治君)

平野委員にお答えします。

まず、自主防災組織の高齢化ということなんですが、大体自主防災組織、26だったかな、あるのですが、町内会とほぼイコール、あと、もしくは連合町内会、古間木山地区などは連合町内会の地域づくり協議会等が自主防災組織として認定されています。ご指摘のとおり町内会とほぼイコールということで、町内会の高齢化とともに、担い手不足ということで高齢化が進んでいるということは重々認識しているところです。

若者の参画という部分では、毎年1回春先、自主防災組織と自主防災組織ができていない町内会を対象に、自主防災の研修会というのを開いているのですが、その中のメニューの一環として自主防災が果たす役割も含めて、高齢化対策の事例なども少しずつ紹介したりしていきまして、先ほど提案のあった高校生の参画などはまだその中にはなかったかなとは思いますが、若者を取り入れたり、訓練に参加する形態として、もっともっと町内会組織なり、子ども会からの活動とか、そういう小さい頃からの教育の中で地域に果たせるとか、役割意識を持ってもらうという活動も紹介していますので、そういうのが少しずつ根づいていったらいいのかなと考えているところです。組織の見直しはそういうところです。

それから、無線の不具合の部分につきましては、これ認識しておりまして、昨年というか、今年度の中で津波の避難所開設が、7月のカムチャッカのときと12月の東方沖地震のときにあったんですが、その際とか、割と防災無線を活用していただいて、その後、広報で防災無線の電池切れとかありませんかというものを載せたら、実は前から不具合でちょっと雑音が聞こえていたんだよというのがありまして、調べてみたら、何年か後に劣化するということですね。百石地区のは、特に旧町時代にやった部分がほとんどだったかと思うので、特に古いと。下田地区のやつも合併して、平成22、3年度のあたり、大震災の前あたりに整備した経過がありますけども、やっぱり老朽化は否めないということで、不具合やアンテナの取替えが今年度で多分複数、浜通りも含めてあったかと思っていますので、認識はしております。

以上です。

小向副委員長

平野委員。

平野敏彦委員

自主防災組織については、高齢化が進んでいるというのが実態として分かっているということですが、私はこの自主防災組織で、なぜ若手にし

	<p>ないと駄目かという、誰も地域の中で若者が隣近所にいないんですよ。高齢者が高齢者を支えて、私は集会所まで移動するというのは、到底不可能だなという思いがあります。</p> <p>そういう意味では、あえて私は避難所でもなく、車とかそういうもので「ここなら大丈夫ですよ」というところに一時避難させるような場所を、これから決めていくべきではないかと。</p> <p>例えば、二川目の場合ですと、生活館、甲洋小学校がありますけれども、私は一丁目、二丁目については、農協の野菜センターのところ、駐車場が広くて空いていますから、夜とかそういう場合は、そこだったら一時避難として車で、高齢者の方はできますよとか、そういう各地区にこういう場所を、会社とか、それからコンビニとか、そういう駐車場と交渉して、一時避難として使えるような体制づくりをすべきではないかと私は思うんですけども、この辺、検討していただきたいと思います。</p> <p>それから、受信の不具合があるというのは、電池だけではないと思うんですけども、この辺、再度ちゃんとチェックしてほしいと思います。</p> <p>私の車避難の部分で、これということと、これから検討するとかいうことがあったらお聞かせいただきたい。</p>
小向副委員長	町づくり防災課長。
町づくり防災課長 (久保田優治君)	<p>高齢者の避難ということで、車の避難場所を確保したらというご提案でございますけれども、こちらに関しては水害・洪水の場合であれば高齢者避難という段階があるので、若干逃げる時間もありますので、可能かもしれませんけれども、津波に関しては、すぐ避難ということで、車の避難はやっぱり推奨されないと行政としては、ちょっと難しいかと考えていますので、特に各地区にということであれば、なかなか厳しいという問題であります。</p> <p>ただ、車を使わざるを得ないという方もいますので、今後検討してみたいなという考えではありますが、今までは、そういうことは推奨していませんので、津波避難に関しては推奨できないかなと思っています。</p> <p>それから、無線につきましては、先ほども言ったとおり、整備年度が百石地区の場合は合併前の整備なので、劣化しているという認識であるというのをお伝えしたかと思うので、新しいものには必要であれば交換対応しておりますし、アンテナ等も交換したり。</p> <p>ただ、電池入れっぱなしで、錆びで腐っているとかがあったりするので、その辺は見に行った際に、担当者が注意とか、そういう予防方法は</p>

<p>小向副委員長</p>	<p>ご指南しているところです。</p> <p>以上です。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>平野委員。</p> <p>課長、高齢者の車避難で津波だということですがけれども、私は津波のときが一番高齢者の車避難が大事だと思うんです。時間がないわけですから。発生してから30分以内に移動するには、徒歩とか、そういうものを準備しているうちにもう時間がたつわけですよ。だから、私が言っているのは地域的にここだったら車で行っても駐車できますよ、ここに一時的に避難してくださいという指定をしたほうがいいんじゃないか。そうでないと、例えば距離的に遠くて、車が何台もつながるような場所を設定するのではなくて、移動するのが短いところだったら、車の渋滞もなく移動できるではないですか。</p> <p>やっぱりそういう実態に合ったような見方、地域に合った計画を立てるといのが大事ではないかということです。だから、全町的な部分でなくて、特に浜通り地区については、そういう意味では、私はぜひ検討していただきたいということで、質問しているわけです。</p>
<p>小向副委員長</p>	<p>答弁を求めますか。</p> <p>まちづくり防災課長。</p>
<p>まちづくり防災課長 (久保田 優治君)</p>	<p>津波のときほど高齢者の避難ということなんですが、やっぱり近ければ近いほど、道路交通網にもよると思うんですけども、何人いるか分かりませんが、高齢者が増えていく現状の中で、地域の中で本当は調整していただければいいんですけど、みんながみんな1人で1台、ないしは、2人で1台とかというと、仮に近く、遠くであっても渋滞を起ししかねないと。</p> <p>特に南北ルートであると海と並行してしまうので、東西ルートであればいいと思うんですが、南北、特に338を使うような避難ルートであれば、ちょっと難しいなど。やっぱり車での移動はなかなか推奨し切れないというところではあるんですけども、地域の中で自主防災とかと話をして、どうしても車でないと駄目な人を把握してもらった上で、最低限この人数がここにいうのであれば、検討はやぶさかでないかなと考えています。</p> <p>以上です。</p>

小向副委員長	ほかにございませんか。
(委員席)	**「なし」の声**
小向副委員長	<p>なしと認め、第8款から9款までの質疑を終わります。</p> <p>次に第10款、教育費から第13款、予備費までの質疑を受けます。</p> <p>説明書92ページから110ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>澤上委員。</p>
澤上 訓委員	<p>私は2件。97ページの小学校プール解体工事実施設計委託料の220万円の、この内訳を教えてください。</p> <p>それから、どこの小学校で、解体はいつを考えているのかというようなどころまで教えていただければと思います。</p> <p>もう1つは106ページの国スポ・障スポ実行委員会負担金、968万4,000円。できればこの振り分けとか、何かした内容が分かるのであれば教えていただきたい。</p> <p>以上です。</p>
小向副委員長	学務課長。
学務課長 (福田輝雄君)	<p>お答えいたします。</p> <p>小学校のプール解体工事実施設計委託につきましては、現在利用を廃止している小学校のプールが3校あります。下田小学校、木内々小学校、木ノ下小学校のプールが利用を廃止していますけども、物がそのままある状態です。実は町で今、今木ノ下中学校の講堂改築事業、本体工事は終わったんですが、大きい工事でしたので、こちらが終わってから、順次解体を進めたいということで計画をしております。</p> <p>令和8年度につきましては、まずは下田小学校から解体を進めたいということで、8年度は実施計画、9年度に解体ということで、その後、木内々小学校、木ノ下小学校ということで、順次進めることとしておりました。</p> <p>下田小学校にした1つの理由は、やっぱり敷地内が狭い、ほかの学校に比べて、狭く、手狭になっていましたので、できるだけ活動しやすいように、または保護者の駐車場スペース等も確保できればなということで、下田小学校を最初に行っているということになっていました。</p> <p>以上です。</p>

小向副委員長	社会教育・体育課長。
社会教育・体育課長 (三村俊介君)	<p>それでは106ページの国スポ・障スポおいらせ町実行委員会負担金、968万4,000円の、この内容についてご説明いたします。</p> <p>こちらは来年度行われる国スポの、主に軟式野球の競技の費用と、あとそれ以外におもてなしとって、いろんな出店とかふるまいとか、そういった部分と、あと協会イベントで火起こしですね。オリンピックで言うと聖火に該当するもの、そちらの一応4つの費用がこちらに含まれております。</p> <p>正式競技は2つに分かれておりまして、標準経費とって、こちらは国スポには複数の競技がありますけども、正式競技、軟式野球、サッカーとかいろいろありますけども、それを実施するため共通でかかる費用が標準経費になります。例えば看板の制作、プログラムの制作、審判のウェアとか、それが916万6,700円。</p> <p>続きまして、正式競技の特別経費というのがありまして、こちらは特別経費というのは正式競技、おいらせ町の場合は軟式競技を実施する場合に必要な経費になりまして、屋外の仮設テントとかトイレとか野球の関係の物品、875万5,438円です。おもてなしの実施事業の主要経費が89万1,831円。許可イベントが40万718円ということで、事業費は1,921万4,691円という金額になるのですが、補助金がありまして、正式競技は対象経費の3分の2、873万1,000円、おもてなし事業は55万円、協会イベントは25万円ということで、補助金が合計で953万1,000円と。全体の経費1,921万4,691円から補助金953万1,000円を引いた負担金が968万3,691円という金額で、こちらの予算に計上しているということになります。</p> <p>以上です。</p>
小向副委員長	澤上委員。
澤上 訓委員	<p>プールの解体は今小学校3校ということで計画していると。中学校はもう全然なしですか。なるほど。</p> <p>ということになりますと、各学校にそういうプールの授業ということを考えますと、それがまず多分町営プールを使ってもらっているというのが現状かなと思っておりますので、そういった積極的にバスの配車をして、どんどん町営プールを使ってもらったほうがいいなと考えていましたので、その辺</p>

	<p>の内容、大体何校が今、町営プール、夏休みとかそうでなければ、授業で使ったのはどのぐらいあるのか、それを教えていただければと思います。</p> <p>それから先ほどの国スポと障スポの実行委員会負担金、大変詳細、分かりました。私がやっぱり気になったのが、おもてなしの部分だったんですよ。というのは、私も経験が何回もあるのですが、全国大会に行ったりとかアジア大会に行ったりとあって、そういうところで汁物をお昼どきにごちそうになったこともあったし、非常に心が温まる、体も温まる。本当に印象がすごくいいなというような感じがしていましたので、大変安心していました。</p> <p>その点については、お金が足りなかったら少し上乘せしてもいいように、きちんとサービスしたほうが、後々ふるさと納税に関しても、やっぱりそういう印象を選手たちに与えておけば、「青森県のおいらせ町、そういえばお世話になった」という、そういう印象が少しでも残るようであれば、もしかすればふるさと納税にもプラスアルファあるのではないかなとも考えておりますので、よろしくお願いします。</p>
<p>小向副委員長</p>	<p>教育長。</p>
<p>教育長 (松林義一君)</p>	<p>心強い質問ありがとうございました。</p> <p>まずはプールですけれども、5小学校のうち、たまたま今年は、木ノ下小学校は実施しませんでしたけれども、来年は5小学校全てプールの授業を行う予定になっております。</p> <p>なお、中学校は実施しておりません。もともとプールの授業が必須にはなっていないので、中学校は除いて、小学校は非常に学校プールの代わりに建てたということの任務がちゃんと果たしているなと思って大変ありがたく、特に屋根つきのプールというのは非常にありがたいなと思っていました。木ノ下小学校は屋根つきではなかったもので、保護者からも日光等については非常に心配の声が寄せられていたんですけれども、町民プールは屋根がついておりますので、非常に学校にとってはありがたいプールだなと思って、感謝を申し上げたいと思っていました。</p> <p>次に国スポの件については、どうもありがとうございました。私たちも外から来るお客様を全力でお迎えしたいなと思っていました。町民の協力を得ながら、あるいは小学生、中学生の協力も得ながら、歓迎をしたいなと思っているところであります。</p> <p>当然お金がかかりますので、もしかして補正のお願いをするかもしれませ</p>

<p>小向副委員長</p>	<p>んが、何とか一生懸命頑張ってやっていきたいなと思っていましたので、どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>社会教育・体育課長 (三村俊介君)</p>	<p>社会教育・体育課長。</p> <p>それではお答えしたいと思います。</p> <p>まず国スポの関係になりますけども、こちらのふるまいにつきましては、今現在、ふるまい団体というのを募集しております。国スポの実施上、様々な条件がありますけども、おもてなしコーナーでふるまいをしていただける団体ということで、大体1日あたり300食ぐらいということで、選手、監督、役員、視察員、報道員とか、そういった方に振る舞うものを今、募集している状況となっております。おいらせ町のいろんな特産品なり、食べ物なり、そういったものをこれから検討して決定していくということで、当日も選手の方以外にもいろんな応援の方とか様々来るとお思いますので、このふるまい以外にも売店関係も出すということで、町の特産品を販売したりですとか、そういったことで職員、あとボランティア、それ以外にも高校生とかも来ますし、いろんな方がスタッフとして携わるということで、おもてなしの心で迎えて、ふるさと納税というお話もありましたけども、県外の方も来ますので、そういった形で、町として最大のおもてなしをして迎えたいと思っております。</p> <p>あとプールの学校利用ということで、大体何人ぐらいかということでしたけども、大体900人から1,000人ぐらいは延べですけども、利用しているような状況です。町民プール自体は6,000人以上利用者があるのですけども、そのうちの大体900人から1,000人ぐらいは学校利用ということになります。</p> <p>以上です。</p>
<p>小向副委員長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>小笠原委員。</p>
<p>小笠原伸也委員</p>	<p>93ページ、10款、教育費、12節委託料、教職員メンタルヘルス対策委託料、これは何回実施されて、どんなメンタルヘルスの対策のやつなのか、講習会とかアンケート物なのか、そこを。</p> <p>それから、現においらせ町内の小中教職員、メンタル的に病休をとったり、病んでいる方、そういった状況があるのか。さらにはそういう教職員には健</p>

<p>小向副委員長</p>	<p>診とかを積極的に勧めているのか、町としての対策みたいなのはあるのか、お聞きしたいと思います。</p>
<p>教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。</p> <p>町内に病休をとっている教職員はどのくらいいるのかという質問に対しては、今現在のことですけれども、何人かおります。実態の数字はなかなか申し上げられませんが、います。各学校でいろんな対応をしているところでもありますけれども、休んでも代替教員の配置が県からなかなか来ないという状況もあって、非常に厳しい状況にはあります。それが病休の中には、いろんな種類がありますので、いろんな種類の病休で休んでいる方はおります。</p>
<p>小向副委員長</p> <p>学務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>それでは私からは、教職員メンタルヘルス対策委託料の内容についてご説明いたします。</p> <p>こちらの委託につきましては、労働安全衛生法の第66条の12に規定するストレスチェック実施の義務化や、あと安全配慮義務に基づく職場環境整備として実施しております。</p> <p>委託先につきましては、公立学校共済組合、実施時期は10月から11月の間ということで、年1回実施しております。</p> <p>実施方法につきましては、インターネットによるストレスチェックの回答、アンケート形態になっておりますけれども、そちらで実施をしていただいております。結果を受けて、高ストレスの判定が出た方につきましては、本人の希望を確認して、医師の面談とか、面談による診療等をしていただいております。</p> <p>以上です。</p>
<p>小向副委員長</p> <p>小笠原伸也委員</p>	<p>小笠原委員。</p> <p>町としては、全国的な教職員の病休をとっている割合とか、年に1回ぐらいは新聞とかで発表になって、全国だとかなりの人数が病休をとっていて、これは問題になっているという、1つになってはいますけれども、おいらせ町では心配する必要があるのかないのか、そこら辺、教育長さん、お願いしたいと思います。</p>

<p>小向副委員長</p> <p>教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。</p> <p>はっきり申し上げますと、心配されます。これは全国的に同じことですが、病休の、休んでいる教職員の人数を見ますと、心配するか、しないかと言われれば、心配されます。</p> <p>もっと言えば、1人でも休まれると学級担任に穴が開きます。教科担任に穴が開きます。ですから、これは1人だからいいんだとか、2人だから大変だということではありません。1人でもかなり心配な状況であります。</p> <p>以上です。</p>
<p>小向副委員長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>平野委員。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>1点だけ。93ページの。93ページじゃない。10款5項、保健体育費のところ、学校給食運営費について、センターの調理委託が7,469万9,000円、予算をとっていますけれども、これは指定管理者が運営しているわけですが、この指定管理者の経営状況が赤字になっているというようなことを私、資料で見たんですけど、これ間違いがないのか。</p> <p>多分、教育委員会には指定管理者から業務報告が出ていると思うんですけども、今年で3年目ですか、これを見ますと。私は2か年で500万円ぐらいの赤字になったような、ちょっと資料で見たので、ここ確認したいと思います。</p> <p>この赤字になったときは、指定管理者がそのまま引き継いで経営をしていくのか。今のような物価が常に値上がりしている時代、見直しをする考えもあるのか、この辺お聞かせいただきたい。</p>
<p>小向副委員長</p>	<p>平野委員、ページの確認をさせていただきます。108ページでよかったですか。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>108ページです。</p>
<p>小向副委員長</p>	<p>学務課長。</p>
<p>学務課長</p>	<p>確認なんですけども、給食センターの調理業務につきましては、委託業務</p>

(福田輝雄君)	<p>になっていますので、指定管理ではないです。</p> <p>ですので、経営状況も把握する形にはなっていません。</p>
小向副委員長	<p>平野委員。</p>
平野敏彦委員	<p>そうすると委託業務になって、この金額で委託、年間運営するということになると思いますけれども、収支のバランスとか、そういうのは、教育委員会には、経営状況というのは報告になっていないということで、チェックもしていないということですか。</p> <p>そこをちょっと確認します。</p>
小向副委員長	<p>学務課長。</p>
学務課長 (福田輝雄君)	<p>まずは調理業務の委託業務につきましては、3年間の長期継続契約の中の業務委託になっております。</p> <p>今、物価高騰云々という部分のお話がありましたし、賃金高騰は緊急になっておりますけれども、委託業者からこの金額で難しくなったとかという協議はいただいております。</p> <p>ですので、うちから、そちらの会社の経営状況を提出していただきたいという部分につきましても、契約上何もそういう規定がないので、現在行っていないところとなっております。</p>
小向副委員長	<p>ほかに質疑ございませんか。</p>
(委員席)	<p>***「なし」の声***</p>
小向副委員長	<p>なしと認め、第10款から第13款までの質疑を終わります。</p> <p>以上で、歳出の質疑を終わります。</p> <p>次に給与費明細書から地方消費税交付金の充当に関する資料までの質疑を受けます。</p> <p>説明書111ページから125ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
(委員席)	<p>***「なし」の声***</p>
小向副委員長	<p>なしと認め、給与費明細書から地方消費税交付金の充当に関する資料までの質疑を終わります。</p>

<p>(委員席)</p> <p>小向副委員長</p>	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p style="text-align: right;">** 「なし」 の声 **</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり可決すべき旨、本会議において報告することにご異議ありませんか。</p>
<p>(委員席)</p> <p>小向副委員長</p>	<p style="text-align: right;">** 「なし」 の声 **</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決すべき旨、本会議において報告することに決しました。</p>
<p>小向副委員長</p>	<p>お諮りします。</p> <p>本日の予算特別委員会における付託議案審査については、議案第14号、令和8年度おいらせ町一般会計予算についてまでとし、議案第15号、令和8年度おいらせ町国民健康保険特別会計予算についての審査は、明日に引き続き行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
<p>(委員席)</p> <p>小向副委員長</p>	<p style="text-align: right;">** 「なし」 の声 **</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって予算特別委員会の付託議案の審査は明日行うことに決しました。</p> <p>これで本日の会議を閉じます。</p> <p>明日11日水曜日は午前10時から予算特別委員会を開催します。</p> <p>本日の予算特別委員会はこれで延会といたします。</p> <p style="text-align: right;">(延会時刻 午後 3時55分)</p>
<p>事務局長 (小向正志君)</p>	<p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p>